平成２２年（フ）第６号
静岡県浜松市西区入野町4904番地の９　ハーベストヒルズ403号
破産者　牧野　敦子
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１０７２号
大阪府泉大津市我孫子１丁目９番26号、営業所所在地大阪府和泉市府中町４丁目21―１
破産者　居酒屋八戒こと　高寺　良光
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
大阪府岸和田市小松里町2072番地キッツスクエア602号
破産者　岸本真由美
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４３７号
大阪府岸和田市箕土路町３丁目９番26号
破産者　竹口　友也
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４４２号
大阪府泉佐野市下瓦屋３丁目15番９―105号
破産者　麻生　大樹
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５２１号
大阪府岸和田市加守町４丁目26番32号
破産者　中野　嘉信
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４２６号
神戸市長田区苅藻通４丁目10番11号
破産者　奥　　勇人
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８１号
神戸市中央区吾妻通１丁目１番11―1005号、従前の住所札幌市北区篠路九条２丁目11番11―104号
破産者　ディフィーダこと　池田　大輔
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４２１号
兵庫県姫路市西今宿６丁目４番14号
破産者　田中　修司
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４９５号
奈良市川上町405番地　第２号市営住宅３―202号
破産者　服部　智明
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６７４号
奈良県桜井市生田103番７、住民票上の住所奈良県吉野郡東吉野村大字中黒346番地の１
破産者　今阪　**嘉**博
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８１２号
奈良県生駒郡安堵町大字西安堵729番地
破産者　本林　良子
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２１号
奈良市東九条町1401番地の２　宮東マンション南棟206号
破産者　吉田喜美子
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第１９６５号
広島県廿日市市大野1256番地２
破産者　堀場　一郎
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４８２号
熊本市四方寄町132番地84
破産者　藤本あけみ
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７７２号
熊本市出水６丁目19番21号
破産者　西名　　誠
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１４４号
熊本市松尾町近津195番地
破産者　下津　工子
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６５９号
大分県臼杵市野津町大字野津市97番地の１
破産者　川崎　和久
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２７５号
大分県別府市光町18番９号
破産者　桃山眞紀子（旧姓首藤・亀井）
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係